

67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
69

に改める。

別表第七の二の口中

97
98
99
100
103
106
109

を

98
100
102
104
106
108
110

に、

86
89
92
96
100
105

を

84
88
92
96
99
102
106

に改め、同表のハ中

50
53
56
59

62
51
55
59
63
65

に改め、同表のニ中

57
58
59
60
62
64
66

を

58
60
62

64
65
66
67

に改め、同表のホ中

98
104

を

100
104

に改め、同表のヘ中

85
86
87

88
90
92
94

を

86
88
90
92
93
94
95

に改め、同表のト中

117
122
127
132
138
144
150

を

118
124
130
136
141
146
151

に改め、同表のチ中

102
108
114
120
122
124

を

103
110
117

124
125
125

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで

等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 施行日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年一月十二日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第一号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第七の口中

29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
33
33
33
33
33

を

28
29
29

29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32

に改め、同表のハ中

34
35
36
37
37
38
38

を

39
39
40
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改め、同表のニ中

77
78
78
79
79
80
80
81
81
81

81
81
81
81
82
82
82
82
82
83
83
83
83
83
83
84
77
78
78
79
79
80
80
81
81
81

81
82
82
82
82
83
83
83
83

に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成二十九年四月一日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで
の間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時
等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正
後の規程の規定による号給がこの規程による改正前の大分県病院局職員の給与に関する規
程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異
動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定
による号給とするものとする。
- 3 施行日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けるこ
ととなつた職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由により
その受ける号給に異動のあつた職員（個別に病院局長の承認を得て号給を決定することと
されている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要がある
と認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による
ことができる。

○ 告 示

大分県告示第六号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び
第八項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十九年大
分県告示第二十九号）の全部を平成二十九年十二月二十二日付けで次のとおり変更したの
で、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の海面漁業は、平成二十七年の生産量で全国第二十三位、生産額で全国第二十三位と、全国で中位の漁獲水準にある。また、まき網漁業漁獲物を利用した水産加工業も盛んであり、県下沿岸域において、水産業は中核的な産業となっている。
- 2 本県水域は、豊前海及び伊予灘西部域を含む瀬戸内海海域と黒潮系水の影響を強く受ける豊後水道海域とに大別され、これら両海域が豊予海峡周辺で接している。このため、県内の水産資源は、瀬戸内海海域あるいは豊後水道海域に固有の資源と両海域に分布又は回遊する資源等とが混在し、魚介類の種類及び量ともに豊富で、全国的にも有数な漁場を形成している。
我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られている。本県海域での生産量については、平成二十七年は前年よりタイ類、カレイ類が増加したものの、イワシ類、サバ類、マグロ・カジキ類が減少し、十四・九パーセント減の三万五千四百八トンとなっている。本県水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、海洋生物資源について種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量及び海域別の漁獲努力可能量について、適切な管理措置を講じることがする。
- 4 また、第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源以外の県下沿岸域の主要資源については、種苗放流を積極的に実施し、適正な漁業管理を進めるとともに、資源の有効利用のために必要な調査を行い、総合的な資源管理を実施するものとする。
- 5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県への入漁船及び他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。
- 6 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行うためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産研究部を中心とし、国又は関係県との連携の

平成三十年一月十二日

大分県報（病院局管理規程・告示）

下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
 さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成二十九年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成二十九年一月から 平成二十九年十二月まで	若干
まいわし	平成二十九年一月から 平成二十九年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十九年七月から 平成三十年六月まで	若干

2 第一種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる平成三十年の期間及び知事管理量は、次のとおりである。

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成三十年一月から 平成三十年十二月まで	若干
まいわし	平成三十年一月から 平成三十年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成三十年七月から 平成三十一年六月まで	(注)

(注) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成二十九年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。

さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。

まあじ

中型まき網漁業 ─ 若干

小型まき網漁業 ─ 若干

(注) 中型まき網漁業とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第七条第三号に規定する漁業をいう。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、平成三十年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりとする。なお、海域別及び操業期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業については、「若干」とすることとした。

さらに、当該漁獲圧が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、明示しないこととした。

まあじ

中型まき網漁業 ─ 若干

小型まき網漁業 ─ 若干

(注) 中型まき網漁業とは、漁業法第六十六条第二項に規定する漁業をいい、小型まき網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第三号に規定する漁業をいう。

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まあじ

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則（平成八年大分県規則第八十二号。以下「規則」という。）に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。

また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来と同様の規制に基づいて操業する

<p>こととし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>さらに、まあじ採捕を目的とするその他の漁業及び遊漁にあつては、その実態の把握に努めることとし、数量管理のあり方等について検討するものとする。</p> <p>2 まいわし、まさば及びごまさば（共通施策）</p> <p>中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、これら漁業を営む者に対しては、規則に基づき採捕数量等の報告を義務付けることとする。</p> <p>また、これらの漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項</p> <p>1 平成二十九年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p>					<p>まごがれい</p> <p>小型機船底びき網漁業（うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業）</p> <p>周防灘</p> <p>一月一日から 二月十日まで</p> <p>二、四四五</p>		<p>さむら</p> <p>さむら流し網漁業</p> <p>瀬戸内海</p> <p>九月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>一三、五〇〇</p>		第二種特定海洋生物資源
					<p>（注）さむら流し網漁業とは、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）第一条第六号に規定するさむら流し網漁業をいい、小型機船底びき網漁業とは、同条第二号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。</p> <p>2 平成三十年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p>		<p>まごがれい</p> <p>小型機船底びき網漁業（うちこぎ網漁業及び貝けた網漁業）</p> <p>周防灘</p> <p>一月一日から 二月十日まで</p> <p>二、四四五</p>		<p>さむら</p> <p>さむら流しさし網漁業</p> <p>瀬戸内海</p> <p>九月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>一三、五〇〇</p>
<p>（注）さむら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさむらを目的として操業する流しさし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びき網漁業のうち、手繰第二種漁業こぎ網漁業及び手繰第三種漁業貝けた網漁業をいう。</p> <p>2 平成三十年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりである。</p>					<p>まごがれい</p> <p>小型機船底びき網漁業</p> <p>周防灘</p> <p>一月一日から 二月十日まで</p> <p>二、四四五</p>		<p>さむら</p> <p>さむら流しさし網漁業</p> <p>瀬戸内海</p> <p>九月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>一三、五〇〇</p>		第二種特定海洋生物資源
					<p>まごがれい</p> <p>小型機船底びき網漁業（うち手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業）</p> <p>周防灘</p> <p>一月一日から 二月十日まで</p> <p>二、四四五</p>		<p>さむら</p> <p>さむら流しさし網漁業</p> <p>瀬戸内海</p> <p>九月一日から 十二月三十一日まで</p> <p>一三、五〇〇</p>		第二種特定海洋生物資源

平成三十年一月十二日

大分県報（告示）

まこがれい 漁業及び貝けた網 漁業)	周防灘	一月一日から 二月十日まで	二、四四五
--------------------------	-----	------------------	-------

(注) さわら流しさし網漁業とは、大分県漁業調整規則第七条第六号に規定するさし網漁業のうち、県知事の許可を受けてさわらを目的として操業する流しさし網漁業をいい、こぎ網漁業及び貝けた網漁業とは、同規則第六条に規定する小型機船底びぎ網漁業のうち、手繰第二種漁業こぎ網漁業及び手繰第三種漁業貝けた網漁業をいう。

七 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 さわら
瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るために、「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。
- 2 まこがれい
周防灘のまこがれい等七魚種の資源回復を図るために、「周防灘小型機船底びぎ網漁業対象種の資源管理に関する覚書」及び「大分県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

大分県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年一月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

道路の種類及び路線名		区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道新城山香線		豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番地先から豊後高田市田染池部字五反田一八五一番地先まで	前	一六・〇 〆四・六	メートル 二三三・八
		豊後高田市田染池部字カシヤ林七六六番地先から豊後高田市田染池部字五反田一八四七番四まで	後	二二・八 〆一〇・八	二三三・八
豊後高田市新城字上ヤシキ一四九四番四から豊後高田市梅木字ホリタ一四二二番一まで		前	五六・六 〆八・二	五五三・〇	
		後	一一七・〇 〆八・二	五一六・〇	

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第一号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。
平成三十年一月十二日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 1 指定病院中
 - 「医療法人順榮会玖珠記念病院 玖珠郡玖珠町大字塚脇六三三一二」を「医療法人純和会小中病院 玖珠郡玖珠町大字塚脇一二三」に改める。
 - 「医療法人順榮会玖珠記念病院 玖珠郡玖珠町大字塚脇六三三一二」に改める。

二 指定介護老人保健施設中

〔医療法人創寿会老人保健施設小野鶴養生院〕
〃 大字小野鶴一二五七―一を

〔医療法人創寿会老人保健施設小野鶴養生院〕
〃 大字小野鶴一二五七―一に改める。

〔社会医療法人三愛会介護老人保健施設たばる〕
〃 大字田原九三六―一―一

三 指定老人ホーム中

〔特別養護老人ホーム別府石垣園〕
〃 石垣西二―一―三二を

〔特別養護老人ホーム別府石垣園〕
〃 石垣西二―一―三二を

〔ケアハウスサンクレーリートとうえん〕
〃 石垣東三―一―三

〔特別養護老人ホーム望箭荘あつとほ―む玄々堂・中津〕
〃 三光森山八五―一を

〔特別養護老人ホーム望箭荘〕
〃 三光森山八五―一に改める。